

文京区告示第一二一九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により特定教育・保育施設に係る確認を行ったので、同法第四十一条第一号の規定により別紙のとおり公示する。

令和八年七月一日

文京区長 成澤 廣 修



一 施設の概要

施設名	施設種別	所在地	設置者名称
ソラストお茶の水第一保育園	保育所	東京都文京区湯島一丁目十番五号	株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト
ソラストお茶の水第二保育園	保育所	東京都文京区湯島一丁目十番五号	株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト
ソラスト小石川保育園	保育所	東京都文京区白山三丁目三番三号	株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト
ソラスト茗荷谷保育園	保育所	東京都文京区大塚一丁目四番一号	株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト

二 確認を行った日

令和八年四月一日